

綾瀬市固定資産税過誤納金補填金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付不能となる税相当額（以下「還付不能額」という。）につき、固定資産税過誤納金補填金（以下「補填金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(補填金支払対象者)

第2条 市長は、還付不能額が生じたときは、納税者に補填金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは現在の相続人代表者に、共有の固定資産についてはその共有代表者に補填金を支払うものとする。

3 市長は、固定資産税過誤納金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、補填金を支払うことが公益上不適切であると認めるときは、補填金を支払わないものとする。

(補填金の額等)

第3条 補填金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 遅延損害金相当額

2 前項第1号の還付不能額は、固定資産税課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、還付不能額の算定は、返還を決定した日の属する年度の前10年度の範囲とする。

3 前項後段の規定にかかわらず、納税者が提出する課税明細書及び領収証等の資料又はその他の資料によって還付不能額が確認できる場合には、返還を決定した日の属する年度の前20年度までの算定の範囲とすることができる。

4 第1項第2号の遅延損害金相当額は、還付不能額の納付のあった日の翌日から補填金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に法定利率（当該還付不能額の納付のあった日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率をいう。）を

乗じて計算した金額とする。

(補填金の通知)

第4条 市長は、補填金を支払うときは、その支払いを受ける者にその額等を通知するものとする。

(補填金の支払い)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに補填金を支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

(施行日等)

この要綱は、令和元年6月14日から施行し、改正後の綾瀬市固定資産税過誤納金補填金支払要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条第4項の規定は、令和2年4月1日以後に納付した税額に係る遅延損害金相当額の算定について適用し、同日前に納付した税額に係る遅延損害金相当額の算定については、なお従前の例による。